

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 青少年に有益な映画として推奨する件 二六六
- 青少年に有害な図書類として指定する件 二六六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件四件 二六六
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件十三件 二六七
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件 二六七
- 保安林の指定実施要件を変更する件 二六七
- 道路の区域を変更する件 二七二
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 二七二
- 随意契約の相手方を決定した件三件 二七三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二七四
- 一般競争入札を行う件 二七四
- 福島県教育委員会教育長 二七四
- 一般競争入札を行う件 二七五
- 正 誤 二七五
- 平成二十年三月二十八日付け号外第三十三号中 二七九
- 平成二十六年五月三十日付け定例第二千五百九十四号中 二七九
- 平成二十六年五月三十日付け号外第二十六号中 二七九

告 示

福島県告示第三百五十九号
 福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な映画として、次のものを推奨する。
 平成二十六年六月六日

推奨番号 二二五	名 称 超高速！参勤交代	制作者又は配給者 制作・配給 松竹株式会社	備考 推奨対象 小学生、高学年、中学生、高校生、青年及び一般
-------------	-----------------	--------------------------	-----------------------------------

福島県知事 佐藤雄平

（青少年・男女共生課）

福島県告示第三百六十号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
 平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五六九	コミック	世界の狂女ヤバすぎ列伝 まんがグリム童話 6月号増刊 (08306-6)	株式会社ぶんか社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五七〇	コミック	実録ニッポン衝撃犯罪事件簿 (53453-80)	株式会社コアマガジン	
六五七一	雑誌	実話ナックルズ 5月号 (04877-5)	ミリオン出版株式会社	

（青少年・男女共生課）

福島県告示第三百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年六月六日から同年七月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ハンドラッグ福島荒井店 福島県福島市荒井北三丁目十二の五ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年六月六日から同年七月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドール坂下店 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下六ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年六月六日から同年七月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町十四番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

十六年六月六日から同年七月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡檜枝岐村字駒ヶ岳一七七七の八〇、一七七七の八一、一七七七の八五、一七七七の八七、一七七七の八九
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、檜枝岐村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び檜枝岐村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所

喜多方市山都町一ノ木字木滝沢乙四八三六

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

大沼郡金山町大字川口字沢向道上一八七二の一、一八七八から一八八五まで、一八九二の一から一八九二の三まで、一八九三、一八九四、一八九五の口、一八九六、一八九七、一九一一、二四六四、二四六五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

大沼郡会津美里町上平字大平一五二四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市常磐湯本町天神五七の一四七、一一四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市山玉町中峰三二の一（次の図に示す部分に限る。）、三二の一、三二の三
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡南会津町針生字駒戸山八五一の二六四から八五一の二六六まで、八五一の四五二、八五一の五五〇
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（森林保全課）

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
伊達市月館町上手渡字道下山一、字西ノ入山一六
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡南会津町小立岩字瀬戸山六九三から六九六まで、六九八、六九九、七〇〇
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採することができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第三百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡南会津町塩ノ原字漆方原一五五四の一、一五五四の二、一七四二の一、一七四二の三
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採することができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
田村郡小野町大字雁股田字中ノ内二〇五の一、二〇五の一〇

- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採することができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第三百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字牧之内字煩窪四の三
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採することができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
石川郡古殿町大字竹貫字池ノ内七六の一
 - 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採することができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第三百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市湖南町中野字佐部沢六六一二の三
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採することができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第三百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町古町字高久保二四八二、檜枝岐村字駒ヶ岳一四八九の二七
 - 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関根町村に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第三百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十六年六月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 海老相馬 線	相馬市磯部字狐穴七三 二番地先から 同 市柏崎字梅川二六 八番地先まで	変更前	九・九〇	三、〇〇六・五
		変更後	九・九〇	二、九七〇・六

(道路計画課)

福島県告示第百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
山根
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
耶麻郡猪苗代町大字蚕養
- 字山根 乙五百八十一番一 一号
字樋ノ口山 乙三千九百九十三番一 二号
乙三千九百九十八番一 三号
乙三千九百九十三番十三 四号
乙三千九百九十三番一 五号
乙五百三十四番一 六号
乙五百二十九番 七号
乙五百三十五番十七 八号
乙五百六十番 九号
- 二一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
東作1号
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次結んだ線及び標柱十七号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市常磐下船尾町
- 東作 四十番一 一号及び二号
四十番二 三号及び四号
四十番一 五号、六号、七号、八号及び九号
五十一番一 十号、十一号、十二号、十三号、十四号及び十五号
四十九番 十六号
四十八番 十七号

公 告

(砂防課)

公告第171号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成26年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年6月6日

福島県知事 佐藤雄平

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月27日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 随意契約に係る契約金額
39,427,285円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(市町村行政課)

公告第172号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシ

システム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年6月6日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
203,562,720円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

（情報政策課）

公告第173号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年6月6日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
27,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

（情報政策課）

公告第百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月十日

二 名称

特定非営利活動法人想いやり

三 代表者の氏名

根本 一正

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市芦田塚百九十七県営住宅〇四―〇一九

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者及び準ずる人を対象に自立して頂くためにサポートし社会復帰を目指して頂くために活動を行い、社会に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第175号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるダム（補助）工事（千五沢ダム改築）の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年6月6日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 ダム（補助）工事（千五沢ダム改築）一式
- (2) 工事番号 第14-41320-0089号
- (3) 河川名 北須川筋
- (4) 工事箇所 福島県石川郡石川町大字母畑地内 千五沢ダム
- (5) 工事概要 流入部洪水吐き改築
総越流長 $L=370.0\text{m}$ $V=42,570\text{m}^3$
- (6) 完成期限 平成34年3月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 共同企業体の資格要件
 - ア 構成員の全てが(7)から(4)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(4)から(7)までに掲げる条件を全て満足している者であること。
 - (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

- (4) この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (5) 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事業の項に規定する土木工事業をいう。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (7) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事業の総合評定値が900点以上の者であること。
- (8) 入札の時点において過去15年以内に、堤高30m以上のフィルダム工事業を元請けとして完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し完了したもの）を有すること。
- (9) 次に掲げる者を主任技術者又は監理技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- a ダム工事業総括管理技術者及び一級土木施工管理技士の資格を有すること。
- b 監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者で、入札の時点において過去15年以内に、堤高30m以上のフィルダム工事業を施工した経験を有すること。
- (10) この公告の時点において有効な、かつ、最新の経営事項審査の結果のうち、土木一式工事業の総合評定値が1,200点以上の者であること。
- イ 構成員は、2者又は3者であること。
- ウ 自主結成であること。
- エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- オ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
- カ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。
- キ 当該工事業の施工計画が適切である者であること。
- (2) 共同企業体ではない単独の者の資格要件
- ア (1)のアの(7)から(10)まで及び(カ)から(ク)まで並びにキに掲げる条件を全て満足している者であること。
- イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(イ)から(ク)まで並びにイからオまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(カ)から(ク)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年6月24日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号963-8540 福島県郡山市麓山一丁目1番1号
 福島県中地方振興局出納室
 電話024-935-1472
- 4 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び期間並びに問い合わせ先
- (1) 場所 3に掲げる場所に同じ。
- なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所に請求すること。
- (2) 期間 平成26年6月6日（金）から同年7月30日（水）まで
- 5 技術提案書の提出期限及び提出場所
- 入札に参加を希望する者は、総合評価に関する技術提案書を平成26年6月24日（火）午後5時までに3に掲げる場所に提出すること。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出し

た書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札書の提出期限及び提出場所

入札者は、入札書の中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒を同封し、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、提出期日を指定した配達日指定郵便で郵送すること。

(1) 配達指定期日 平成26年7月30日（水）

(2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成26年7月31日（木）午後2時

(2) 場所 福島県郡山合同庁舎第1会議室（福島県郡山市麓山一丁目1番1号）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249号第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

11 入札方法

(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。

(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。

12 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

評価値 = 技術評価点 ÷ 評価値算出価格 × 10,000,000

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

(3) 落札者は、福島県知事の定める方法により、必要な手続を経た上で、落札候補者の中から決定する。

13 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、この契約は、福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature of the Contract : The Construction work of the Sengozawa Dam

(2) Time-limit of tender(by mail) : 30 July 2014

(3) Contact point for the notice : The Treasury Office, Ken-chu Development Bureau, 1-1-1 Hayama, Koriyama-shi, Fukushima 963-8540 Japan TEL024-935-1472
(県中地方振興局出納室)

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立図書館情報ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年6月6日

福島県立図書館長 玉 井 章

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立図書館情報ネットワークシステム機器 一式（搬入、据付け、組立て、データ移行、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 調達をする借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成26年10月1日から平成31年9月30日まで
- (4) 納入場所 福島県立図書館（福島県福島市森合字西養山1番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年7月4日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8003 福島県福島市森合字西養山1番地
福島県立図書館
電話024-535-3220
- 4 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、一般競争入札参加資格確認申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 平成26年6月6日(金)から同年7月4日(金)まで(月曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙60枚程度が入る大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成26年7月2日(水)午後5時までに必着で請求すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成26年7月18日(金)午後1時30分
 - (2) 場所 福島県立図書館3階会議室(福島県福島市森合字西養山1番地)
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年7月17日(木)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立図書館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Equipment for the information network system of Fukushima Prefectural Library 1set (including shipping-in, installation, setup, upgrading of data, adjustment and maintenance)
 - (2) Time-limit of tender(by hand): 1:30 p.m., 18 July 2014
 - (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00 p.m., 17 July 2014
 - (4) Contact point for the notice : Fukushima Prefectural Library, 1 Nishiyozan, Moriai, Fukushima-shi, Fukushima 960-8003 Japan TEL024-535-3220

(企画管理部)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年三月二十八日付け号外第三十三号中

七 上		後ろか ら二	はつきり	はつきり
後ろか ら一四	規定			規程

○平成二十六年五月三十日付け定例第二千五百九十四号中

一三六〇	上	後ろか ら一二	同	町大字	同	大字
------	---	------------	---	-----	---	----

○平成二十六年五月三十日付け号外第二十六号中

一 上	目次中	福島県公安委員会	福島県公安委員会
-----	-----	----------	----------